平成２４年（フ）第４１４号
神戸市須磨区千歳町３丁目２番15―703号
債務者　作　　増見
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４号
兵庫県川西市加茂２丁目15番８号
債務者　坂上　麻美（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７６号
鳥取県米子市日ノ出町１丁目13番19号
債務者　田邊美千代
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４８号
広島県尾道市栗原町11230番地20
債務者　今村　康子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
広島県尾道市西久保町８番２号
債務者　伊達　健二
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
福岡県柳川市京町29番地５
債務者　江上　志乃
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
宮崎市恒久２丁目16番地22　ロイヤルハイツ城南306号
債務者　比江島まり
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３５号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平649番地１　与那嶺アパート203
債務者　川平　　繁
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４９号
福島県伊達郡川俣町飯坂字町裏７番地の１、従前の住所東京都大田区仲六郷４丁目28番６号　ピア65―203
債務者　高橋　　大
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅８棟704号
債務者　後藤　良子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５８号
大分市大字羽田382番地の３市営羽田住宅Ｂ206
債務者　髙岡千枝子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２号
鹿児島県鹿屋市祓川町4290番地２
債務者　馬場みさき
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
鹿児島県志布志市志布志町帖5902番地８、前住所兵庫県西宮市山口町上山口2373番地　ブライトコート北六甲406
債務者　竪山　輝男
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
鹿児島県志布志市志布志町帖5902番地８、前住所兵庫県西宮市山口町上山口2373番地　ブライトコート北六甲406
債務者　竪山　里香（旧姓根来）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
広島県福山市鞆町後地2077番地３
債務者　片岡眞由美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１２号
青森県むつ市大畑町柳沢99番地２
債務者　越後谷健治
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
青森県上北郡野辺地町字田名部道９番地１　上原子アパート101号室
債務者　田中　　馨
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係